



手当関係 (月額) ※所得制限や対象者の制限あり

- 1 **長久手市障害者手当** 2,000円～4,500円
身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持つ人に市から支給される手当。
- 2 **愛知県在宅重度障害者手当** 6,750円または15,500円
在宅の重度の障がいのある人(障がい者手帳所持者)に県から支給される手当。
- 3 **特別障害者手当・障害児福祉手当** 14,580円～33,660円
心身に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常に特別な介護を必要とされる人に国及び県から支給される手当。
- 4 **特別児童扶養手当** 34,270円～51,450円
20歳未満の重度・中度の障がいのあるお子さん、または日常生活において常に介護を必要とする病状にあるお子さんを養育している人に国から支給される手当。
- 5 **長久手市特別支援学校就学奨励金** 5,000円
県内の特別支援学校に就学している児童・生徒の保護者に対して支給される奨励金。
※小学部及び中学部は教育総務課、高等部は福祉課が担当課となります。



避難行動要支援者登録について

災害時や緊急時には、一人暮らしの高齢者や障がい者などは、真っ先に地域や行政の支援を必要とします。こうした支援を必要とする人(避難行動要支援者)が、申請書を提出することで、登録情報をあらかじめ消防署のほか地域の関係機関と共有し、平常時より災害等に備えます。登録を希望する場合は、福祉課で申請してください。

過去の大震災で、災害時に身近にいて一番頼りになったのは「ご近所さん」と言われています。日頃からご近所さんと付き合いを深め、自分や家族が「災害時に助けを必要とすることを」知ってもらいましょう。



ヘルプカードとは

障がい者などが普段から身につけておき、災害時や日常生活の中で困った際に、周囲に理解や支援を求めるきっかけをつくるカードです。(カードの裏面に、助けてほしい内容が記されています。)

発行を希望される人は、福祉課または福祉の家にある長久手市障がい者相談支援センター(※)で申請してください。

ヘルプカードを提示された時や付けている人が困っているのを見かけた時は、支援や配慮をお願いします。

